

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海津市は、地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税)における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県海津市長

公表日

平成31年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税)			
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であり、以下の事務を行う。 1.国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 2.国民健康保険税の納付証明書発行 3.口座振替処理 4.過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 5.督促及び催告処理 6.滞納管理、地方税法に基づく調査 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。			
③システムの名称	WizLife国民健康保険税、統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
WizLife国民健康保険税ファイル 宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 なし (地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税)において情報提供ネットワークシステムによる情報提供はない) ②【別表第二における情報照会の根拠】 27項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	総務部税務課市民税係			
②所属長の役職名	税務課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部税務課市民税係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務部税務課市民税係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険税 地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収を行う。 番号法別表1項番 16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であり、以下の事務を行う。 1.国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 2.国民健康保険税の納付証明書発行 3.口座振替処理 4.過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 5.督促及び催告処理 6.滞納管理、地方税法に基づく調査 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であり、以下の事務を行う。 1.国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 2.国民健康保険税の納付証明書発行 3.口座振替処理 4.過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 5.督促及び催告処理 6.滞納管理、地方税法に基づく調査 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	
平成29年3月1日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条	番号法第19条第7号 ①【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 なし （地方税の賦課に関する事務（国民健康保険税）において情報提供ネットワークシステムによる情報提供はない） ②【別表第二における情報照会の根拠】 27項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20条	事後	
平成29年3月1日	II-1対象人数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	II-2取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年3月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 総務係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	総務部税務課市民税係 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515 0584-53-1111	事後	
平成30年1月1日	II-1対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II-2取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	税務課長 長谷川 誠	税務課長 水谷 守宏	事後	
平成31年3月1日	I-5評価実施期間における 担当部署 ②所属長	税務課長 水谷 守宏	税務課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	II-1対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	II-2取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	基礎項目評価書	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-2 特定個人情報の入手	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-3 特定個人情報の使用権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]提供・移転しない	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更
平成31年3月1日	IV-8 監査	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	IV-9従業者に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分に行っている	事前	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更